

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和7年5月 28 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400291号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500013号

第1 結論

請求者のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成5年3月31日から平成5年4月1日に訂正し、平成5年3月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成5年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成5年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成5年3月31日から同年4月1日まで

昭和60年4月にA社に入社し、現在まで継続して勤務している。しかし、平成5年4月1日に同社B支社から同社本社に転勤した際の請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の記録、A社を承継しているC社から提出された請求者に係る人事カード及びC社の回答から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し(平成5年4月1日に同社B支社から同社本社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B支社における平成5年2月の厚生年金保険の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届の提出や厚生年金保険料の納付について不明と回答しているが、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日は平成5年3月31日となっており、同社が保管する請求者に係る上述の人事カード及び回答によりB支社で平

成5年3月31日まで勤務し、同年4月1日付けで本社へ配属された旨の記録が確認できる。この配属日は社会保険事務所（当時）では知り得ない日付であることから、事業主から平成5年3月31日を資格喪失日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成5年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400298号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500014号

第1 結論

- 1 請求者のA社(平成17年6月20日前はB社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(平成17年2月27日)及び取得年月日(平成17年8月1日)を取り消し、平成17年2月から同年7月までの標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成17年2月27日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年2月から同年7月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成17年8月1日から平成19年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成17年8月の標準報酬月額については、14万2,000円から28万円、平成17年9月から平成18年8月までの標準報酬月額については、14万2,000円から26万円、平成18年9月から平成19年4月までの標準報酬月額については、19万円から26万円とする。

平成17年8月から平成19年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年8月から平成19年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA社における平成18年9月1日から平成19年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成18年9月から平成19年4月までの標準報酬月額については、28万円とする。

平成18年9月から平成19年4月までの訂正後の標準報酬月額(上記2の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間： ① 平成17年2月27日から同年8月1日まで
② 平成17年8月1日から平成19年5月1日まで

私は、A社に平成13年8月1日から平成23年10月31日まで、一度も退職することなく勤務していた。

しかしながら、現在、国の記録では、平成17年2月27日に厚生年金保険被保険者資格を一旦喪失し、平成17年8月1日に再取得したことになっている。

私が保管する、請求期間①当時の給与明細書及び給与所得の源泉徴収票からは厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので請求期間①について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

請求期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、A社から支払われていた報酬月額と相違している。請求期間②当時の給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、請求期間②の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、雇用保険被保険者記録、請求者から提出されたA社に係る平成15年12月度から平成20年12月度までの給与明細書及び平成16年分から平成22年分までの給与所得の源泉徴収票（以下、併せて「給与明細書等」という。）により、請求者は、請求期間①において同社に継続して勤務していたことが確認できる。なお、オンライン記録上、請求期間①に係る厚生年金保険被保険者資格が喪失している理由について事業主に確認したところ、当時の資料がないため不明と回答している。

また、請求期間①に係る給与明細書等により、請求者は、A社から標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（以下「本来の標準報酬月額」という。）（平成17年2月から同年7月までは28万円）に相当する給与の支払を受け、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（平成17年2月27日）及び取得年月日（平成17年8月1日）を取り消し、当該喪失年月日から取得年月日までの期間を、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間に訂正し、請求期間①の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年2月27日から平成17年8月1日について、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届及び厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては資料の保管がないので不明と回答しているが、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届及び厚生年金保険被保険者資格取得届における資格喪失日及び資格取得日は、オンライン記録と一致していることから、事業主が厚生年金保険の記録どおりの被保険者資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事

務所は請求者の平成 17 年 2 月 27 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、オンライン記録によると、請求者の A 社における標準報酬月額、平成 17 年 8 月から平成 18 年 8 月までは 14 万 2,000 円、平成 18 年 9 月から平成 19 年 4 月までは 19 万円と記録されているが、請求期間②に係る給与明細書等により、本来の標準報酬月額（平成 17 年 8 月は 28 万円、平成 17 年 9 月から平成 18 年 8 月までは 26 万円、平成 18 年 9 月から平成 19 年 4 月までは 28 万円）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（平成 17 年 8 月は 28 万円、平成 17 年 9 月から平成 19 年 4 月までは 26 万円）は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 8 月は 28 万円、平成 17 年 9 月から平成 19 年 4 月までは 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 17 年 8 月から平成 19 年 4 月までの期間について、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては資料の保管がないので不明であるが、請求者の給与明細書どおりに給与を支払い、厚生年金保険料も控除したので事務処理の誤りの可能性もある旨回答している上、平成 17 年 8 月から平成 19 年 4 月までの期間について、給与明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が当該期間にわたり一致していないことから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として厚生年金保険被保険者資格取得届、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 17 年 8 月 1 日から平成 19 年 5 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②のうち、平成 18 年 9 月 1 日から平成 19 年 5 月 1 日までの期間について、給与明細書等により、当該期間の本来の標準報酬月額（28 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（平成 18 年 9 月から平成 19 年 4 月までの期間

は 19 万円）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（26 万円）を超えていることが確認できる。

したがって、請求者の平成 18 年 9 月から平成 19 年 4 月までの標準報酬月額を 28 万円とすることが必要である。

なお、平成 18 年 9 月から平成 19 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 2 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400284号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500012号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成元年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成25年12月1日から平成26年5月1日まで

平成25年12月にA社に正社員として入社後、会社の命令で中型自動車免許を取得し、B業務を行った。しかし、厚生年金保険の被保険者記録は、平成26年5月1日資格取得となっており、請求期間の記録がないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された中型免許取得支援管理台帳、同社が社会保険労務士事務所から取得した台帳、同社の回答及び雇用保険の記録により、請求期間に請求者が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、請求者が従事していたとするB業務の採用者は、有期雇用契約社員として入社し、6か月の試用期間経過後に正社員登用しており、社会保険の加入手続きは正社員登用時に行っていたことから、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を行っていなかった旨回答している。

また、オンライン記録により、A社において請求者と同じである平成26年5月1日に、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる17名について、雇用保険被保険者記録を確認したところ、16名が雇用保険の資格取得日より6か月以上後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

なお、A社は、請求期間に係る厚生年金保険料の控除については、資料がなく不明であると回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたことを認めることはできない。